

令和元年 10 月 17 日

告示

当財団は、本日 J B C ルール第 15 条、J B C 倫理規定第 2 条及び J B C 制裁規定第 2 条第 3 項 5 号に基づき、J B C スーパーバイザーである小池幸弘（ライセンス No.17006）氏を令和元年 9 月 23 日よりスーパーバイザーライセンスの無期限停止処分とする。

理由： J B C スーパーバイザー小池幸弘氏は、令和元年 9 月 23 日福岡県久留米市にて行われたノンタイトル 6 回戦において、荒巻浩治タイムキーパーが第 2 ラウンドを 2 分 4 秒で終了させる（J B C ルール上 3 分 00 秒）タイム計測ミスをした際、スーパーバイザーとして試合を管理していた。

尚、小池氏は平成 30 年 12 月 24 日大阪で行われた O P B F 東洋太平洋バンタム級王座決定戦におけるタイム計測ミスの際もスーパーバイザーを務めており、今回が二度目である。（前回は謹慎処分）

このことは競技スポーツとしてのプロボクシングと選手の安全を管理する J B C の社会的信用を著しく貶める行為であり、当財団は当該試合の管理責任者である小池幸弘スーパーバイザーを令和元年 9 月 23 日よりスーパーバイザーライセンスの無期限停止処分とする。

以上

一般財団法人日本ボクシングコミッション